

第4期横浜市子ども・子育て会議 第1回保育・教育部会 第32期横浜市児童福祉審議会 第1回保育部会 合同会議 会議録	
日 時	平成30年11月29日（木）午後6時10分～午後7時30分
開催場所	マツ・ムラホール
出席者	神長美津子部会長、木元茂委員、荒巻正則委員、大庭良治委員、尾木まり委員、新堀由美子委員、天明美穂委員、森佳代子委員、松本純子委員
欠席者	石井章仁副部会長
開催形態	公開（傍聴者なし）※一部非公開
議 題	1 開会 2 部会長・副部会長の選任 3 議事＜公開案件＞ （1）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を踏まえた本市の今後の対応について【児童福祉審議会】 4 議事＜非公開案件＞ （2）横浜市預かり保育幼稚園等の新規認定について【子ども・子育て会議】 （3）新市庁舎における小規模保育事業及び乳幼児一時預かり事業の整備にかかわる選定方法について【児童福祉審議会】 （4）小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について【児童福祉審議会】 （5）法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について【児童福祉審議会】 5 その他 6 閉会 [配付資料] 資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿 資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会 事務局名簿 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱 資料4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱 資料5 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を踏まえた本市の今後の対応について

部会長・副部会長の選任

○事務局（互選について委員へ依頼）

○木元委員

総会に出席しておりまして、そちらで委員長から指名されました神長委員と石井委員ですが、このお2人は学識経験と保育・教育の分野についての見識は大変豊かですので、児童福祉審議会の保育・教育部会としても引き続き、部会長に神長委員、副部会長に石井委員を推薦したいと思っております。

○事務局

ただいま木元委員から神長委員を部会長、石井委員を副部会長にという御提案がございましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（異議なし）

○事務局

異議がないようでしたので、神長委員を部会長、石井委員を副部会長にお願いすることで決定させていただきたいと思っております。

議事＜公開案件＞

（1）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を踏まえた本市の今後の対応について

○事務局（資料5『家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を踏まえた本市の今後の対応について』に基づき説明）

○神長部会長

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○尾木委員

まず、代替保育についてです。小規模保育や事業所内保育、家庭的保育を対象とするということで、定員に空きがあるという前提になると思うので、一度に5人とか4人とか、受け入れるのは非常に難しいと思います。保育所等での受け入れも非常に難しい中で、近隣にある地域型保育事業での受け入れをできるだけしていただけるような連携体制を組んでいただくのは、ぜひお願いしたいと思うところです。

それから、2番目の食事の外部搬入の件です。既に横浜市内でこういった保育所からの調理業務を受託している事業者の一覧ですとか、対応可能な事業者の情報提供等をしていただければ、スムーズに食事の外部搬入が可能となるような支援をしていただけたらと思います。この意見要旨の中には

仕出し屋とかという意見がありますが、適切な場所、事業者の情報提供をして、効率的に対応できたらと思います。

3つ目の経過措置なんですけれども、これを国が10年というふうにしています。10年かけて自園調理に移行をしていくのではなくて、できる限り早く、全ての子どもがお弁当ではなくて、給食の提供ができるような体制を進めていただけたらと思います。

○神長部会長

ありがとうございます。ただいまの御意見に対して皆様のほうでいかがでしょうか。情報提供のことについて何かありましたら、つけ加えていただければと思いますが。

○事務局

外部搬入業者につきましては、今の段階で該当する業者がない状況でございます。したがって、今後、要件を満たす外部搬入業者の確保について考えていかなければいけないと思っております。

対応不可である原因として、量が少ないということがあると思われまます。家庭的保育事業の定員は上限5名なので、5名分の食事をわざわざ搬入してというのは、なかなか厳しいのかなというところがございます。それから、衛生的な面でも基準にのっとった対応が必要になります。自園調理の規定が10年に延びたというところで、10年間でできるだけ自園調理のほうに移行していただくんですが、それでも無理な場合、外部搬入を利用できるような方策を考えておいたほうが良いということで、今回一緒に改正したほうが良いのではないかなということで考えています。

○事務局

既に保育所等から調理業務を受託している事業者はございます。条例を改正した後、市町村で適切な条件、要件を定めますので、そちらをもって調理業者にお話をさせていただくなど、事業者の確保はしていきたいと考えております。

○神長部会長

また別なことでも結構です。どうぞ御意見ください。

○天明委員

(3)の経過措置期間の延長のところの国の議論の経過がわからないので教えていただきたいです、このぎりぎりに迫っているものを5年から10年に延期しているということなんですけれども、自園調理がかなり厳しいという状況は説明に行ったときに伺いました。期間の延期であって、スタイルの変更ではないというところが、わかりにくいんですけれども、自園調理にこだわるというようなことを国としてはどう考えているのかというのを、少し教えていただいてもいいですか。

○事務局

自園調理を原則としているということは、児童の発達段階や体調、アレルギーへの配慮が容易であること、責任の所在が明確となり、衛生面、栄養面等への注意が行き届くこと、いわゆる食育と言いますけれども、調理時の音やにおい等の調理過程及び調理員とのかかわりが食を通じた子どもの健全育成の観点で重要であることなどの理由から、自園調理を原則としているということでございます。

○天明委員

よくわかりました。横浜市もその考えは理解した上で、もちろん外部搬入も可能だけれども、できれば自園調理でやっていくほうが望ましいだろうという考えでよろしいですか。

○事務局

はい。自園調理を原則としつつ、やむを得ない場合は経過措置期間の延長を使っただいて、その間にぜひ自園調理に移行していただきたいと思っています。移行できなければ、最後に(2)の外部搬入を利用することになるのかなとは思っております。

○大庭委員

外部搬入の食事の業者の選定で条件になっているものはあるのでしょうか。こういうものを使用してはいけない等の基準についてです。

○事務局

国の要件としては衛生面、栄養面等、業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者と契約内容を確保されている、栄養士による必要な配慮が行われること、あと、受託者については家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識している者とするですとか、先ほどお話がありました、アレルギーやアトピー等への対応をしっかりとできるようにするということがあります。それから、食を通じた健全育成を図るといったことが対応できる事業者ということになります。これらを実際にできるようにするために、どういう要件を付していくかということについては、今後、市で整理をさせていただく予定になっております。

○大庭委員

特に調味料に関してとか、そういった細かい規定はないんですね。調味料で使っちゃいけないものとか。特に1歳児になるまで、0歳児の間は非常にセンシティブな状況ですから、なるべく使っちゃいけないものはたくさんあると思いますが。

○事務局

そういったことにつきましては、離乳食のマニュアルが横浜市でもございますので、それに準じて行っていただくような形になります。

○大庭委員

わかりました。

○神長部会長

そのほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見がございませんので、皆様にお伺いしたいと思います。本部会の意見としては、事務局から示されたとおりに認めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○神長部会長

ありがとうございます。それでは、続いて非公開案件に入りたいと思います。

(以降、非公開案件)